

【R3.9.10書面開催】第1回板橋区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画委員会 参考資料②

◆計画の概要について

計画策定の目的（本編P31）

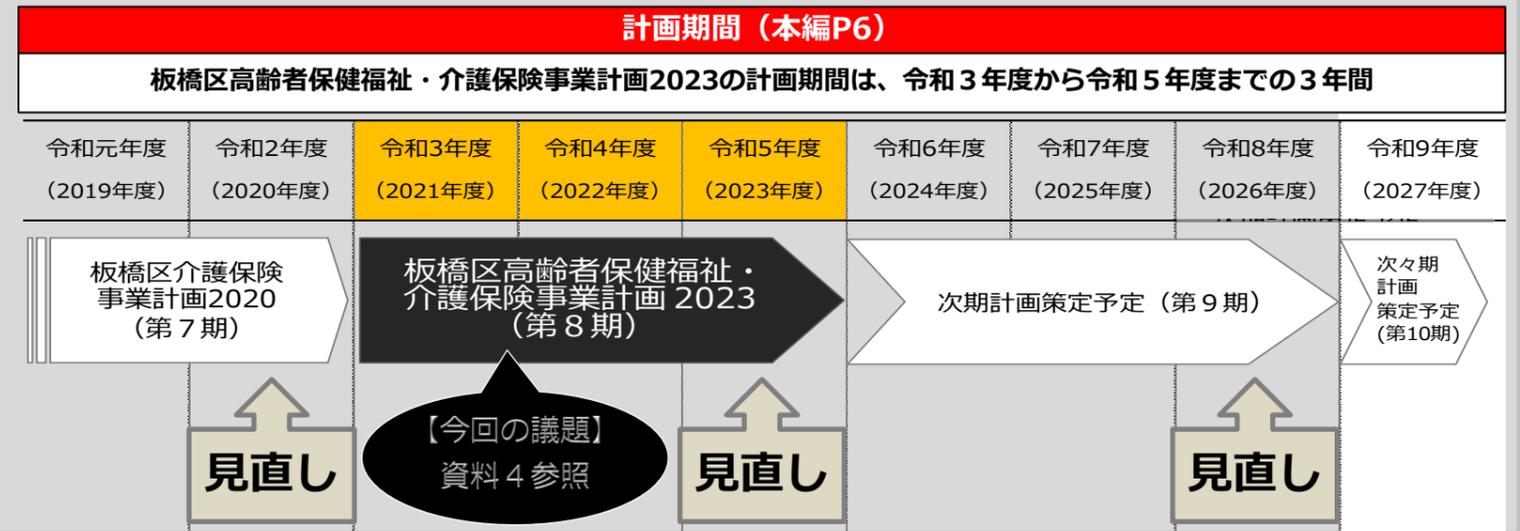
本計画の基本理念である「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」を目指して、基本方針及び目標を定めた上で策定

計画の法的根拠（本編P5）

老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村高齢者保健福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を根拠として一体的に策定

他の計画との関係（本編P5）

板橋区基本構想及び板橋区基本計画2025のもと、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025」の個別計画として位置付けている。



◆計画の進捗管理について

基礎資料活用→調査の実施

令和3年度実施

介護保険サービス利用意向調査

要支援・要介護認定を受けながら、介護保険サービスを利用していない未利用者を対象に、利用していない理由や要因について調査・分析を行い、次期事業計画策定や関連施策検討の基礎資料とする。

令和4年度実施予定

介護保険ニーズ調査

区の元気高齢者・要介護認定者の生活実態、生活自立度、介護サービスに対するニーズや介護サービス事業所の経営・人材確保の状況等について調査・分析を行い、次期事業計画策定や関連施策検討の基礎資料とする。

令和4年度実施予定

在宅介護実態調査

「在宅生活の継続」と「介護者の就労継続」に資するサービスの在り方を検討するために、在宅で要支援・要介護認定を受けている方の家族介護の状況や介護保険サービスの利用状況について、聞き取り調査を実施する。

介護サービスの見込みや
事業の目標等を設定

計画の事業を実施

計画
(PLAN)

実行
(DO)

PDCA
サイクル

改善
(ACTION)

評価
(CHECK)

評価結果等を踏まえて
必要に応じて反映

取組と目標の達成状況
の分析・評価の実施

「取組と目標」の進捗管理

平成29年の制度改正により、事業計画に記載した「取組と目標」について、都道府県及び市町村はその達成状況を自己評価することにより進捗管理を実施し、市町村は都道府県に、都道府県は国にそれぞれ報告する（法定報告）とともに、各自治体はその公表に努めることとされた。

【今回の議題】
資料3参照

板橋区においても板橋区介護保険事業計画2020（第7期）で定めた「取組と目標」について、毎年度計3回法定報告を行った。

第8期の「取組と目標」

基本理念の実現を目指して基本方針及び3つの目標を定め、主な取組・事業の目標値等を設定（本編P31～35）。

基本理念 高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現

基本方針 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
～板橋区版AIPの深化・推進～

目標1 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

目標2 高齢者を地域で支え合い、尊重し合う社会の実現

目標3 高齢者が安心して暮らせるサービス基盤の整備

第8期においても、設定した目標について分析・評価を実施していく。